学校と警察との相互連携に係る協定書

寒川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)と神奈川県警察本部(以下「警察本部」という。)とは、児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携について、次のとおり協定を締結する。

また、協定の運用に当たっては、この協定の目的を逸脱することなく、児童・生徒のための支援・ 指導を行う上で、真に相互連携が必要な場合に限り、情報提供するものとする。

(目的)

第1条 この協定は、教育委員会と警察本部が、相互に児童・生徒の個人情報を提供し緊密に連携して児童・生徒支援に活用することにより、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 非行集団 暴走族等、継続的に犯罪行為等を繰り返す集団をいう。
 - (2) 犯罪行為等 違法行為及び不良行為(飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為)をいう。

(連携機関)

- 第3条 この協定において、連携を行う機関(以下「連携機関」という。)は、次に掲げるものと する。
 - (1) 教育委員会並びに寒川町立の小学校及び中学校(以下「学校」という。)
 - (2) 警察本部及び神奈川県内に所在する警察署(以下「警察」という。)

(連携の内容)

第4条 連携機関は、一般的な連携はもとより、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、必要に応じて協議を行い、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るものとする。

(情報提供する事案)

- 第5条 この協定により連携機関が提供する情報は、次の事案に係るものとする。
 - (1) 警察から学校へ提供する事案
 - ア 児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事案
 - イ 非行集団に関係する児童・生徒の事案
 - ウ 児童・生徒の犯罪行為等のうち他の児童・生徒に影響を及ぼすおそれのある事案
 - エ 児童・生徒が犯罪行為等を繰り返している事案
 - オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案
 - (2) 学校から警察へ提供する事案
 - ア 犯罪行為等に関する事案
 - イ いじめ、児童虐待等に関する事案
 - ウ 非行集団に関する事案
 - エ 薬物等に関する事案
 - オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

(情報提供の内容)

- 第6条 この協定により連携機関が提供する情報は、次の内容とする。
 - (1) 警察から学校へ提供する内容
 - ア 当該事案に係る児童・生徒の氏名・生年月日・年齢・住所・学年・組に関する内容
 - イ 当該事案の概要に関する内容
 - ウ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況(保護者(法定代理人を含む。以下同じ。)への 連絡)に関する内容

- (2) 学校から警察へ提供する内容
 - ア 当該事案に係る児童・生徒の氏名・生年月日・年齢・住所・学年・組に関する内容
 - イ 当該事案の概要に関する内容
 - ウ 事案に係る指導状況に関する内容
 - エ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況(保護者への連絡)に関する内容

(相互連携の従事者及び方法)

第7条 相互連携のための情報提供及び収集は、校長又は校長があらかじめ指定する者及び警察署 長又は警察署長があらかじめ指定する者が所定の「児童・生徒の健全育成を推進する連絡票」(以 下「連絡票」という。)をもって行う。ただし、緊急の場合は、口頭で情報提供した後、連絡票 をもって行うものとする。

(秘密の保持)

- 第8条 連携機関は、収集・提供した情報について、次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 秘密の保持を厳守する。
 - (2) 収集・提供した連絡票(写しを含む。)の保存期間は1年間(作成日の属する年度の翌年度末まで)とし、保存期限を過ぎた連絡票は確実に廃棄する。
 - (3) 収集した情報は、この協定の目的以外の目的に利用し、又は連携機関以外のものに提供してはならない。

(連携機関の責務)

- 第9条 この協定に係る連携を行うに当たっては、連携機関は次の事項に努めなければならない。
 - (1) 提供する情報については、正確を期すること。
 - (2) 児童・生徒への対応に当たっては、この協定の目的を踏まえ、教育効果及び健全育成に配慮した適正な措置を講ずること。
 - (3) 警察は、収集した情報を犯罪捜査に利用しないこと。また、学校は、収集した情報を児童・生徒に不利益処分を課すために利用しないこと。
 - (4) 学校が情報提供をするに当たっては、児童・生徒に対し保護者と連携して十分な支援・指導を積み重ねた上で行うこと。

(検証)

第10条 連携機関は、この協定の運用状況について、毎年度検証し、その検証結果に応じて必要な 措置を講ずるものとする。

(協議)

第11条 この協定を円滑に実施するため、連携機関は必要に応じ、協議を行うことができる。 (施行)

第12条 この協定は、平成25年6月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、寒川町教育委員会教育長及び神奈川県 警察本部長が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年5月10日

寒川町教育委員会 教育長 大澤 文雄 印

神 奈 川 県 警 察 本部長 石川 正一郎 印